主

原判決を左のとおり変更する。

控訴人は被控訴人に対し金一八万二、〇〇〇円及び之に対する昭和二九年一〇月二三日以降右完済迄年五分の金員を支払うことを命ずる。

被控訴人のその余の請求を棄却する。

訴訟費用は第一、二審を通じ、之を四分し、その三を控訴人その一を被控訴人の各負担とする。

この判決は第二項に限り被控訴人において担保として金六万円又は之に 相当する有価証券を供託するときは仮に執行することができる。

被控訴代理人はその請求の原因として「被控訴人は略農で、控訴人は乳牛売買者であるところ、被控訴人は昭和二九年一月二九日控訴人の門で買受ける契約についる契約について、一旦では、控訴人は乳牛であるが、この契約については、控訴人に日本の引渡と代金支払を終ったのであるが、この契約については、控訴人にのであるが、この契約については、控訴人にのであり、及び産後は一日のでのであり、及び産後はしていて、右乳牛が妊娠中であってとを確約し、被控訴人は之を信じてで買受ける。ところが、右乳牛は出産予定日を過ぎても分娩しないばかりでで被控訴人のであり、又この牛から被控訴人の同年四月以降において搾取して得た乳量は一日平均五升にすざない。従っては、一日平均五升にすざない。従っては、一日であり、ながであるがのはであるから、被控訴人が之を知らなかたため契約の目的であるにはいばいない。一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一世が表別には、一

 等裁判所判例集一巻二号一〇六頁参照)により原状回復を求めない場合即ち契約解除をしない場合にのみ、売買契約締結当時のかしなき目的物価格とかしある目的物価格との差につき許さるべきものである。仮に損害額の算定が民法第四一六条に改造を知らない。とは、一八世の原状回復中に包摂されるのであり、におり、近日の原状のでは、一八世の内では、一八世の内であることを立証せぬ限り、損害賠償義務は生じない。尚仮に右乳契が不妊症にかかつていたとするも、少額の費用を以て治療可能であるから、売買契約解除の原因となるほどのかしに該当しない」と述べた。

立証として、被控訴代理人は、甲第一号証を提出し、原審証人B、C、当審証人E、D、同鑑に記して、同鑑に記して、例を証言、当

立証として、被控訴代理人は、甲第一号証を提出し、原審証人B、C、当審証人A、B、D、同鑑定証人E(第一、二回)の各証言、当審における被控訴人本人の供述(第一、二回)及び鑑定人Fの鑑定の結果を援用し、乙号各証の成立は不知と述べ、控訴代理人において、乙第一乃至第三号証を提出し、当審における証人B、A、G、H、鑑定証人Iの各証言及び控訴人本人の供述を各援用し、甲第一号証の成立は不知と述べた。

理 由

被控訴人が酪農で控訴人が乳牛の売買を業とする者であることは当事者間に争が無いから、先づ、被控訴人主張の乳牛売買契約の当事者及び右契約の内容に付て考察する。

もある上経済的にも引合わず、又ホルモン注射は発情嚢腫の治療方法であつて、永久黄体には利用できない旨証言しており、一方当審における鑑定証人!の証言及び 之により成立を認められる乙第三号証(同人の証明書)に依れば黄体遺残症の発病 後一年以上を経過していても、卵巣から黄体を取除く方法とホルモン注射とを併用 して治療可能であり、費用も低廉であるというのであつて、結論は一致を見ていな い。併しながら、本件においては昭和二九年三月末に同乳牛が分娩し、その後は一 日一斗四、五升宛搾乳可能なものとして売買契約が結ばれたのであるから、このこ とが事実でなかつた以上、たとえその後手術により妊娠が可能となつて種付けをしたとしても、現実に分娩して多量の搾乳ができるまでには買受の日から相当の長期間を必要とするのであるから、此の間の搾乳量の少いことと飼育費とを考えると、 当初の売買契約の際妊娠していなかつたことは重大な欠陥と見なければならない。 従つて本件売買契約の目的物には隠れたかしがあつて買主たる被控訴人は之を知ら なかつたものであり、且つこのため契約を為した目的を達することが出来ないもの と認定するのが相当であるから、右売買契約に付被控訴人が買受後一年以内に本件 訴状の送達によってなした解除の意思表示は適法なものと謂わなければならない。 次に被控訴人は右売買契約の解除に基いて先きに支払った代金一八万二、〇〇〇 円の返還を求めると共に、右乳牛が昭和二九年三月下旬に予定どおり分娩した場

合、その後の搾乳によつて得られた利益を損害として賠償を求めているので、以下 この損害賠償請求の当否に付考察する。

民法第五七〇条第五六六条は、売買の目的物に隠れたかしがあつて、買主が之を 知らなかつたときは之が為に契約の目的を達することのできない場合に限り買主は 契約の解除を為すことができ、其の他の場合に於ては損害賠償の請求のみを為すことができる旨を規定しているので契約解除の場合にも併せて損害賠償の請求を許す 趣旨と解せられる。又同条に基く売主のかし担保責任は特定物の売買にのみ限られ るものと解すべきであるが、この責任の本質は、売買の目的物の原始的な一部不能 に因る契約の一部無効という事態の生じた場合、売主に対して課せられる無過失責 任であつて、後発的不能に因る債務不履行の責任とは全くその性質を異にするもの この相違は、両者の責任の内容たる損害賠償の性質を考えるに付ても、大 きい影響を及ぼすものでなければならない。一方、民法において弘く損害賠償と称せられるものの内にも、厳密には之を二種に区別して理解を要するものがある。即ち講学上いわゆる信頼利益(消極的契約利益)と称せられるものと、履行利益(積 極的契約利益)と称せられるものがそれである。前者は、或る契約が初めから無効 であるか、若くは、原始的なかしに基く取消或は解除等に因り遡及的に効力を失つ た場合に、その無効或は失効の原因を知らず、従つてその契約を有効なものと誤信 した相手方がその誤信のため被つた損害の損害を求める場合であり、後者は、或る 契約が有効であることを前提として、それが履行された場合に、相手方が得たであるうと認められる利益を損害として賠償を求めるものであつて、両者は全く別個の基礎の上に立つものである。そこで、先きに挙げた債務不履行の責任と、売主のかし担保責任との本質的な相違点に着眼しながら、その夫々の場合の法律効果として、 生ずる損害賠償の内容が右のいずれに該当するかを究明すると、債務不履行に因る 損害賠償責任はもとより契約の有効であることを前提とするものであるから、履行 

信頼利益の賠償に限ることが理論的にも正しく、又、それが売主の無過失責任であることから見て実際的にも公平に適することを承認した上で、売主に過失のあると きは、更に一歩を進めて、履行利益の賠償責任を負うものと解するのが、信義則よ り見て相当でないかとの疑問が提出されている。併し乍ら、特定物の売買において、目的物に隠れたかしがあるとき、之を知らない買主に付如何なる性質の損害が如何なる範囲において発生するかということは、それだけの事実関係を前提として変異的な、物に質定すがますのである。 客観的統一的に算定すべきものであつて、売主の善意悪意、或は過失の有無等売主 側の容態を考慮に入れて、更に区別を設けることになると、先に説明したごとく、 いわゆる履行利益と信頼利益とが、その前提たる契約の効力の有無の点において、 互に本質的な相違点を持つこととの抵触を避け得なと考えられる。

加之、売主のかし担保責任という原因から発生する損害の範囲を限定するについ ては民法第四一六条を類推し、相当因果関係によるべきものであつて、通常は、契 約解除に基いて売買代金と目的物とを相互的に返還することによる原状回復を以て 足るもので、従つて、その効果は契約解除をしないで代金の減額を請求するのと実 質的には同一である。併しその外に、例えば、買主が自己の債務の履行の準備のた めに費用を支出したとか、或は、かしの無い物の引渡を受けることを予期してその 受入れ態勢を準備したことにより費用を支出したというごとき、信頼利益の部類に 入るものも、売主においてかような損害の発生を予見することができたような場合 は、之を特別の事情に因つて生じた損害として、その賠償を請求できるものと解す るのが相当である。

而してこの場合の信頼利益の金額は普通は売買代金額より少いことが大半であると思われるが、必ずしも之に限定されるものと解さねばならぬわけではなく、相当因果関係の及ぶ限度においては代金額を超過することを認められる場合も絶無ではないであろう。併しこの特別の事情に因る損害の範囲を信義則に従つて如何に拡張しても、履行利益をこの損害の範囲に包含することは許されないと解すべきである。

以上の解釈の下に被控訴人が本訴において請求する損害賠償の内容を検討すると、それはすべていわゆる履行利益に属するものであるから、この請求は法律上失当と謂うほかないのであり、他に右に挙げた信頼利益に属する損害の発生したことに付ては、何等の主張立証が無いので、結局被控訴人の損害賠償請求は全部乗りを引求していたが、当審においては、この請求を撤回し、右乳牛は約四年前より全く、求していたが、当審においては、この請求を撤回し、右乳牛は約四年前より全く、が出ないので、その食糧費として年額五万五、〇〇〇円宛の損害を生じておりく、この損害賠償債権を集計すると、現在の乳牛の時価を遥かに超過するので、之とはずれは、被控訴人は乳牛返還の義務はないと主張するのであるが、被控訴人は半の返還に付同時履行の抗弁を提出していないので、当裁判所としては、右の主張に付て判断することはでぎない。

以上の次第であるから、被控訴人の本訴請求の内控訴人に対し、売買契約解除に基く原状回復として本件乳牛の代金一八万二、〇〇〇円及び之に対する本件訴状送達の日の翌日であること記録上明な昭和二九年一〇月二三日以降右完済迄年五分の遅延損害金の支払を求める部分は正当として認容すべきであるが、その余は失当として棄却を免れないものであつて、原判決はこの限度において変更すべきである。

仍て民事訴訟法第三八五条第九六条第九二条を適用して主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 加納実 裁判官 沢井種雄 裁判官 山内敏彦)

明細表

<記載内容は末尾1添付>